

申立年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター 御中

## 示談あっせん申立書

申立人住所 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_都道府県 \_\_\_\_\_区市町村郡\_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

氏名（会社の場合は会社名・代表者名を記載）

印

代理人住所 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_都道府県 \_\_\_\_\_区市町村郡\_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

氏名（会社の場合は会社名・代表者名を記載）

印

相手方住所 〒

\_\_\_\_\_都道府県 \_\_\_\_\_区市町村郡\_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

氏名（会社の場合は会社名・代表者名を記載）

〈個人情報利用目的について〉

埼玉弁護士会は、いただいた個人情報を、①当事者等に対する書類の送付・事務連絡のため、②事件終了後の統計処理のために利用することがあります。



(添付資料) 申立書に添付する資料のタイトルをお書き下さい。

1 \_\_\_\_\_

2 \_\_\_\_\_

3 \_\_\_\_\_

4 \_\_\_\_\_

5 \_\_\_\_\_

〈期日開催希望地〉

希望する期日開催地に○をつけて下さい（複数選択可）。

（相手方の意向をふまえたセンターの判断により、ご希望に添えない場合もあります。）

（ ） 埼玉弁護士会（さいたま市浦和区高砂4-7-20） ※1

（ ） 埼玉弁護士会川越支部（川越市宮下町2-1-2 福田ビル2階） ※2

（ ） 埼玉弁護士会熊谷支部（熊谷市宮町1-4-1 宮町ビル） ※2

※1 平日（月～金）午前・午後のほか、土曜午前も開催可

※2 平日の一部（開催曜日・時間帯に限定あり）に開催可

申立に関するお問合せは、埼玉弁護士会法律相談センター（電話048-710-5666）にて受付いたします。

~~~~~以下のアンケートにご協力ください。~~~~~

Q：示談あっせん手続をどのようにお知りになりましたか？チェックをお願いいたします。

弁護士に紹介された  埼玉弁護士会のホームページを見た  パンフレットを見た

以前にも利用した  その他（ ）